



平成 20 年 8 月 22 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 岡林 博
問合わせ先 専務取締役 金 昌明
(TEL (048)225-5311)

転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 22 日開催の取締役会において、転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

転換社債型新株予約権付社債の発行要領

1. 社 債 の 名 称 日本精密株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
3. 新株予約権の発行価額 無償とする
4. 新株予約権の発行価額の算定理由 (無償の理由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、ならびに本社債の利率および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権に内在する価値とを考慮し、その発行価額を無償とした。
5. 払込期日及び割当日 平成 20 年 8 月 29 日 (金)
6. 募集に関する事項
 - (1) 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、個人 3 名に割り当てる。
(Kun-Ok Kim、Kook Wonsuk、Sung Sangyub)
 - (2) 発行価格 (募集価格) 額面 100 円につき金 100 円
 - (3) 申 込 期 日 平成 20 年 8 月 29 日 (金)

- (4) 申込取扱場所 当社(経理部)
7. 新株予約権に関する事項
- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は、調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は1,000株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- (2) 新株予約権の総数 各本社債に付された本新株予約権の数は、額面金額10,000,000円につき1個とし、合計6個の本新株予約権を発行する。
- (3) 行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、当該本新株予約権に係る本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額は、当初70円(以下「転換価額」という。)とする。ただし、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性が生じる場合は、本項第(8)号に定めるところに従い転換価額を調整することがある。
- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定の理由 本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当該増資に係る取締役会決議の直前営業日までの直近1ヶ月(平成20年7月22日から平成20年8月21日まで)に株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値(74円)を参考として、当社の置かれている業況を勘案し、当社顧問弁護士と慎重に協議の上70円(5.40%ディスカウント)と決定いたしました。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額

- とする。
- (6)行使請求期間 本新株予約権付社債の社債権者は、平成20年8月30日から平成22年8月17日までの間、いつでも、本新株予約権の行使請求をすること(以下「行使請求」という。)ができる。
- (7)行使の条件 当社が本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、繰上償還を決定した日または期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。平成22年8月17日より後に本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8)転換価額等の調整 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行株式数」は当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本号からに基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- 1.本号の2.に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付さ

れたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)

調整後の価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

2. 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

3. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号の2.に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)または本号の2.に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の

転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

4. 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号 の 2. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 の 3. または 5. による転換価額の調整が行われている場合

() 上記交付が行われた後の本号 の 3. に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。

() 上記交付の直前の既発行株式数を超えない場合は、本 4. の調整は行わないものとする。

5. 取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式 1 株当たりの対価(本 5. において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号 から と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本号 の 2. に定める時価を下回る価額になる場合

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 の 3. による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本号 の 3. の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 の 3. または上記()による転換価額の調整が修正日前に行

われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本号の3.に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行なわれなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

6. 本号の3.から5.における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（本号の3.における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

7. 本号の1.から3.の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本号の1.から3.にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

1. 転換価額調整中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
2. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本号の7.の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
3. 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本号の4.に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本号からに基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)
4. 本号の1.から5.に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

1. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
2. その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
3. 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所

定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

(9) 自己新株予約権の取得の事由及び消却の条件

取得事由は定めない。

(10) 行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、行使請求がなされた時の属する配当計算期間の期首に当該株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(11) 行使請求受付場所

当社（経理部）

(12) 代用払込に関する事項

会社法第 236 条第 1 項第 3 号により、本社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金 6 千万円

(2) 各社債の金額

金 10,000,000 円の 1 種

(3) 社債の利率

本社債に利息は付さない。

(4) 利払期日及び利払方法

該当事項なし

(5) 償還期限

平成 22 年 8 月 31 日

(6) 償還価額

額面 100 円につき金 100 円

(7) 償還の方法

本社債は平成 22 年 8 月 31 日にその総額を償還する。ただし、繰上償還の場合は、本号 に定めるところによる。

当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当該日において残存する未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて取得するものとする。

償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。

償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

日本精密株式会社 経理部

(8) 社債券の様式

無記名式の本新株予約権付社債券を発行する。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

- (9) 担保の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- (10) 財務上の特約
(担保提供制限) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
- (11) 取得格付 格付は取得していない。
- (12) 社債管理者 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
- (13) 元利金支払場所 当社(経理部)
- (14) 登録機関 該当事項なし
9. 上場申請の有無 なし
10. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
11. 本新株予約権付社債については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

以上

1. 転換社債型新株予約権付社債を発行する目的

(1) 目的

当社グループは、平成 18 年 3 月期より、当期純損失が継続している状況にあります。当該状況を解消すべく、平成 18 年 3 月期以降、当社主要株主様方からの強力な金融支援の下、金融機関への借入金返済、社債（私募債）の償還等、有利子負債の削減を実行し、財務体質の強化を図ってまいりました。

しかしながら、金融機関への借入金返済、社債の償還見込額は、手元流動資産に比べて依然として高水準にあります。金融機関からの新たな借入が容易でない状況の中で、安定的かつ拡大的に事業展開するためには、現状の脆弱な財務体質改善のための資本増強が急務であると認識しております。資本を増強し、有利子負債の削減と金利負担の軽減を図り、営業外収支を改善することで、事業拡大に向けた各事業部門の課題を完遂し、早期の復配を果たせると考えております。

受注拡大による安定収益確保に向け、各部門における重点課題は次のとおりであります。

主力である時計バンド部門は、大口取引先の欧州大手メーカーについては、引き続き新素材、新構造の高付加価値品の企画提案営業により、受注の維持・拡大、利益の拡大を図る。国内大手メーカーについては、同社の高付加価値化拡大戦略に合わせ、香港地場協力メーカーへの技術支援を行い、特に高品質金属バンド及び金属樹脂コンビバンド等、G-SHOCK、Baby-G 向の開発に注力し量産立上げ時のスピードを上げ、受注増加を図る。また、デジタルカメラ、携帯電話等の外装部品の新規分野も視野に入れた開発・営業を展開する。表面加工処理については、新色及び部分 IP（IP：イオンプレーティング）の開発提案による高付加価値をねらい利益率向上を図る。

メガネフレーム部門は、当社グループの品質・納期を特に評価されて取引を開始したドイツ大手高級品メーカーとは 3 年目を迎え、また国内大手メガネメーカーとの新規取引も開始し、さらなる受注拡大を図る。子会社であります株式会社村井とは、当社とのシナジー効果を上げるとともに民事再生認可後の再建を確実なものとする。また、旧ツーリング眼鏡株式会社の技術者のベトナム子会社への投入により、生産技術の向上と高付加価値フレームによる利益率向上を図る。

応用品部門は、釣具部品については、当社オリジナル技術を活用しさらに受注拡大を図る。静電気除去器、防犯機器については、製品ラインも揃い販路の開拓を進め売上拡大を図る。

以上の課題を完遂することが当社の経営戦略であります。そのためには、資本増強による安定した財務基盤を構築することが不可欠であると認識しております。

今回の転換社債型新株予約権付社債を発行することにより、平成 21 年 3 月期上半期までの金融機関への借入金返済は確保できますが、平成 21 年 3 月期下半期以降に到来する社債の償還や金融機関への借入金返済は、現状の財務体質の状況ではまだまだ厳しい状況にあります。当社は、当期これまでの営業活動により月々の収益が改善する傾向が見られ、資金繰りが改善する方向にありますので、営業面での改善を図ることにより、営業収益による有利子負債の削減を目指し努力してまいります。

(2) 資金調達方法の選択理由

資金調達の方法については、既存株主に不利益とならないように配慮した結果、株式の発行による希薄化の問題に配慮し、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達がもっとも相応しいと判断いたしました。これにより、当社は無利息による資金調達が可能となり発行費用の抑制を図ることができ、当該転換社債型新株予約権付社債の転換価額は、株価の変動にともなって修正されず、一定の事由により転換価額が調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の割合は発行時に確定（発行済株式数に対する比率 7.80%）します。

このようなことから、今回の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行は、既存株主への影響を限定しつつ、当社が今後、戦略的な経営判断をするうえで、安定的かつ最適な資金調達手段と考えます。

なお、本件無担保転換社債型新株予約権付社債が、当社普通株式に転換されず償還期限（平成 22 年 8 月 31 日）を迎えた場合の償還原資につきましては、今後の営業努力によって得られる営業利益をもって充当する予定であります。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

60,000,000 円（差引手取概算額：59,100,000 円）

(2) 調達する資金の具体的な使途

全額借入金に係る有利子負債削減に充当する予定であります。

(3) 前回調達資金の使途の変更

平成 20 年 6 月 9 日に発表しました「第三者割当による新株式発行（デット・エクイティ・スワップ）に関するお知らせ」の内容に変更はありません。

(4) 調達する資金の支出予定時期

・返済・・・有利子負債削減

平成 20 年 8 月 29 日 金融機関への借入金返済・・・23,000,000 円

平成 20 年 9 月 30 日 金融機関への借入金返済・・・36,000,000 円

(5) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

今回の転換社債型新株予約権付社債の発行は、調達資金を金融機関への借入金返済に充当することにより、財務状況の安定化と支払利息の低減が見込まれます。これにより、当社の財務体質の改善が見込まれますので、合理的な資金使途であると考えております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンス等の状況等

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:千円)

| 事業年度の末日 | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 | 平成20年3月期 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 | 2,862,072 | 3,362,006 | 3,980,173 |
| 営業利益 | 218,431 | 105,416 | 176,711 |
| 経常利益 | 260,379 | 66,861 | 190,144 |
| 当期純利益 | 585,380 | 218,722 | 735,130 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 208.45 | 45.59 | 98.44 |
| 1株当たり配当金(円) | 0 | 0 | 0 |
| 1株あたり純資産(円) | 45.94 | 121.71 | 71.04 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

| 種類 | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 10,924,000株 | 100.00% |
| 現時点に転換価格(行使価格)における潜在株式数 | 1,500,000株 | 13.73% |
| 下限値の転換価格(行使価格)における潜在株式数 | -株 | -% |
| 上限値の転換価格(行使価格)における潜在株式数 | -株 | -% |

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・日本精密株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

| | |
|----------------|-------------|
| 発行期日 | 平成20年8月29日 |
| 調達資金の額 | 60,000,000円 |
| 募集時点における発行済株式数 | 10,924,000株 |
| 募集時における潜在株式数 | 852,000株 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

| | |
|----------------|--|
| 払込期日 | 平成18年6月28日 |
| 調達資金の額 | 753,960,000円(発行価額305円) |
| 募集時点における発行済株式数 | 3,032,000株 |
| 当初の資金使途 | 新株式発行価額の総額753,960,000円から発行諸費用の概算額35,000,000円を控除した残額については、425,000,000円をシンジケートローンの返済に、168,960,000円を有利子負債の削減及び125,000,000円をベトナム工場のワイヤカット、マシニング、真空焼入炉等金型設備投資に充当する計画でありました。 |
| 支出予定時期 | 平成18年6月28日 |
| 現時点における充当状況 | 調達資金の資金使途で変更になった部分は以下のとおりです。 ・計画 設備投資125,000千円 (ワイヤカット放電加工機、マシニング、真空焼入炉等) |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 実績 設備投資 43,900 千円 (ワイヤーカット放電加工機(4台) 放電加工機(2台)) 追加借入金返済 81,100 千円 |
|--|---|

第 1 回新株予約権

| | |
|----------------|--|
| 発行日 | 平成 18 年 6 月 28 日 |
| 調達資金の額 | 434,520,000 円 |
| 募集時点における発行済株式数 | 3,032,000 株 |
| 募集時における潜在株式数 | 当初行使価格(305 円)における潜在株式数 3,400,000 株(新株予約権総数 340 個) |
| 現時点における行使状況 | 行使済新株予約権数(株式数、行使価額の総額) 142 個(1,420,000 株、433,100,000 円) 未行使新株予約権数(株式数、行使価額の総額) 41 個(410,000 株、125,050,000 円) 消却新株予約権数(株式数、行使価額の総額) 157 個(1,570,000 株、478,850,000 円) |
| 当初の資金使途 | 当該新株予約権の発行で、事業の進捗により払い込みをして頂き、調達する資金で有利子負債の圧縮を中心として、企業価値を高めるための設備投資と M&A 等を行うために使用する計画でありました。 |
| 支出予定時期 | 平成 18 年 11 月～平成 19 年 4 月 |
| 現時点における充当状況 | 全額有利子負債の圧縮に使用いたしました。 ・金融機関への借入金返済……………393,100 千円 ・社債償還……………40,000 千円 |

第 2 回新株予約権

| | |
|----------------|---|
| 発行日 | 平成 19 年 8 月 21 日 |
| 調達資金の額 | 15,000,000 円(新株予約権の発行価額 1 個につき 100,000 円(1 株につき 10 円)) |
| 募集時点における発行済株式数 | 6,924,000 株 |
| 募集時における潜在株式数 | 当初行使価格(190 円)における潜在株式数 1,500,000 株(新株予約権総数 150 個) |
| 現時点における行使状況 | 行使済新株予約権数(株式数、行使価額の総額) 0 個(0 株、0 円) 未行使新株予約権数(株式数、行使価額の総額) 150 個(1,500,000 株、285,000,000 円) |
| 当初の資金使途 | 本新株予約権の行使の際の払込金を含めた手取概算額 285,000,000 円につきましては、有利子負債の圧縮、株式会社社村井の再生資金、ベトナム工場の生産品目の拡大、生産体制の拡充(機械設備、人的投資等)、自社開発機種の商品揃え強化、機能進化等、多岐に渡る事業活動によって生じる運転資金に充当する計画でありました。 |
| 支出予定時期 | 事業の進捗により新株予約権を行使して頂くこととしておりますので、その支出予定時期は、未定であります。 |
| 現時点における充当状況 | 新株予約権未行使のため該当事項はありません。 |

第1回転換社債型新株予約権付社債

| | |
|----------------|---|
| 発行日 | 平成19年8月21日 |
| 調達資金の額 | 600,000,000円(転換価額200円) |
| 募集時点における発行済株式数 | 6,924,000株 |
| 募集時における潜在株式数 | 当初転換価額(200円)における潜在株式数 3,000,000株(新株予約権総数60個) |
| 現時点における転換状況 | 転換済新株予約権数(株式数、転換価額の総額) 60個(3,000,000株、600,000,000円) 未転換新株予約権数(株式数、転換価額の総額) 0個(0株、0円) 平成20年1月8日付で全部転換完了 |
| 当初の資金使途 | 株式会社村井の再生資金、仕入先への保証金、有利子負債削減、設備投資等の投資を計画しております。その内訳は、手取概算額570,000,000円につきまして、220,000,000円を株式会社村井の新会社資本金および不動産取得資金とし、200,000,000円を業務拡大に伴う仕入先への保証金の追加に、102,000,000円を借入金に係る有利子負債削減に、48,000,000円をベトナム工場の業務拡大に伴う設備投資に充当する予定でありました。 ・株式会社村井...6月19日に認可された新会社資本金(100,000千円)と不動産取得資金(120,000千円) ・保証金...仕入先への保証金の追加...200,000千円 ・返済...有利子負債削減...102,000千円 ・設備...ベトナム工場の設備投資...48,000千円 |
| 支出予定時期 | 平成19年8月～平成19年9月 |
| 現時点における充当状況 | 調達資金の資金使途で変更になった部分は以下のとおりです。 ・計画 保証金...仕入先への保証金の追加...200,000千円 金融機関への借入金返済.....102,000千円 ・実績 保証金...仕入先への保証金の追加...242,000千円 金融機関への借入金返済.....60,000千円 |

第三者割当による新株式の発行

| | |
|----------------|--|
| 払込期日 | 平成20年6月25日 |
| 調達資金の額 | 100,000,000円(発行価額100円) |
| 募集時点における発行済株式数 | 9,924,000株 |
| 当初の資金使途 | 当社に対する金銭債務の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)によるものであるため、該当事項はありません。 なお、SKS Trading USA, Inc. より、平成20年5月27日付で金銭消費貸借契約の締結により借入れた1億円の使途は、80,000,000円を社債(私募債)の償還に、20,000,000円を金融機関への借入金返済に充当する予定でありました。 |
| 支出予定時期 | 平成20年6月から平成20年7月 |
| 現時点における充当状況 | 当初の予定通りに充当いたしました。 |

(5) 最近の株価の状況

最近 3 年間の平均

| | |
|---|-------|
| 平成 18 年 3 月期末 (平成 18 年 3 月 31 日終値) | 340 円 |
| 平成 19 年 3 月期末 (平成 19 年 3 月 30 日終値) | 251 円 |
| 平成 20 年 3 月期末 (平成 20 年 3 月 31 日終値) | 89 円 |
| 直近 3 か月の終値平均 (平成 20 年 5 月 22 日～平成 20 年 8 月 21 日) | 86 円 |

最近 6 か月間の状況

| | 平成 20 年 2 月 | 平成 20 年 3 月 | 平成 20 年 4 月 | 平成 20 年 5 月 | 平成 20 年 6 月 | 平成 20 年 7 月 |
|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 始値 | 90 円 | 75 円 | 90 円 | 108 円 | 103 円 | 82 円 |
| 高値 | 95 円 | 148 円 | 121 円 | 155 円 | 116 円 | 91 円 |
| 安値 | 76 円 | 51 円 | 86 円 | 96 円 | 85 円 | 67 円 |
| 終値 | 79 円 | 89 円 | 108 円 | 104 円 | 85 円 | 70 円 |

発行決議日前営業日における株価

| 平成 20 年 8 月 21 日現在 | |
|--------------------|------|
| 始値 | 70 円 |
| 高値 | 72 円 |
| 安値 | 69 円 |
| 終値 | 72 円 |

4 . 募集前後の大株主及び持株比率

| 募集前 (平成 20 年 3 月 31 日現在) | | 募集後 (潜在株式反映後) | |
|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| 株式会社ジエンコ | 30.22 | 株式会社ジエンコ | 25.48 |
| 株式会社エムアンドエフシー | 11.99 | 株式会社エムアンドエフシー | 22.84 |
| 篠邊 貞道 | 5.84 | SKS Trading USA, Inc. | 8.49 |
| シービーホンコンコリアセキュリ ティーズデポジットリーエトレード | 4.15 | 篠邊 貞道 | 4.93 |
| 金 昌明 | 2.30 | シービーホンコンコリアセキュリ ティーズデポジットリーエトレード | 3.50 |
| 日本精密社員持株会 | 1.37 | Kun-Ok Kim | 2.41 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4) | 1.37 | Kook Wonsuk | 2.41 |
| 杉本 敏宏 | 1.35 | Sung Sangyub | 2.41 |
| 植竹 哲也 | 1.29 | 金 昌明 | 1.94 |
| 玉田 秀明 | 1.25 | 日本精密社員持株会 | 1.15 |

(注) 1. 当社が保有する自己株式 200,000 株 (募集前 (2.01%)、募集後 (1.70%)) は表中に含めておりません。

2. 募集後の内容につきましては、平 20 年 3 月 31 日現在の所有株式数に基づき算出した持株比率を記載しております。

3.平成 20 年 6 月 25 日に実施した第三者割当による新株式発行により SKS Trading USA, Inc.は、1,000,000 株取得しております。

5.業績への影響の見通し

今回の転換社債型新株予約権付社債の発行による、平成 21 年 3 月期の連結業績予想に与える影響につきましては、金融機関への借入金返済に充当することで有利子負債を削減し、安定した事業活動を進められることにより、業績の回復に寄与することが見込まれます。なお、平成 21 年 3 月期の連結業績予想に影響が生じる場合には、速やかにお知らせいたします。

6.発行条件等の合理性

(1)発行条件が合理的であると判断した根拠

本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当該増資に係る取締役会決議の直前営業日までの直近 1 ヶ月（平成 20 年 7 月 22 日から平成 20 年 8 月 21 日まで）に株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値（74 円）を参考として、当社の置かれている業況を勘案し、当社顧問弁護士および割当先と慎重に協議の上 70 円（5.40%ディスカウント）と決定いたしました。

また、1 ヶ月間の当社株式の終値の平均値を参考とした理由は、一時的な相場変動による影響を受ける当社取締役会開催日前日の終値を参考とするよりも、1 ヶ月の平均株価を採用することが客観性が高く合理的であると判断したものであります。なお、本日の当社株式の終値 70 円と比しても合理的であると考えております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数は、10,924,000 株であり本転換社債型新株予約権付社債の潜在株式数は 852,000 株（発行済株式数に対する比率 7.80%）であります。今回の転換社債型新株予約権付社債の発行で得られた調達資金を、金融機関への借入金返済に充当することにより、財務状況の安定化と支払利息の低減が見込まれます。また、安定した事業活動が確保されることにより、業績の回復と事業拡大を目指すことで、企業価値及び株式価値の向上を図ることを目的としておりますので、今回の転換社債型新株予約権付社債の発行は既存株主にとっても合理的であると判断しております。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(2008年8月22日現在)

| | | |
|---------|---|-------------|
| 氏名 | Kun-Ok Kim | |
| 住所 | 60-21 Jamwondong, Seochoogu, Seoul, Korea | |
| 職業 | 大学教授 | |
| 当社との関係等 | 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(2008年8月22日現在)

| | | |
|---------|---|-------------|
| 氏名 | Kook Wonsuk | |
| 住所 | 353-4 Seogyo-dong, Mapo-ku, Seoul, 121-837, Korea | |
| 職業 | 医者 | |
| 当社との関係等 | 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(2008年8月22日現在)

| | | |
|---------|--|-------------|
| 氏名 | Sung Sangyub | |
| 住所 | 98 Nonhyun-dong, Gangnam-gu, Seoul, 135-010, Korea | |
| 職業 | 株式会社 Legend Technologies (KOSDAQ 上場) 代表取締役 | |
| 当社との関係等 | 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(2) 割当先を選定した理由

当社は、財務状況の安定化と支払利息の低減を図るために、今回の転換社債型新株予約権付社債の発行を早期かつ確実に実施する必要がありました。そこで、当社取締役であり当社主要株主である株式会社エムアンドエフシー社会長である趙氏に、当社グループの経営状況等をご理解いただいた上で、当社への出資協力者の紹介をお願いいたしましたところ Kun-Ok Kim、Kook Wonsuk、Sung Sangyub の3氏をご紹介いただきました。そこで、3氏に対しまして、上記「1. 転換社債型新株予約権付社債を発行する目的」に記載の趣旨を説明し、出資の検討をお願いいたしました。その結果、当社の事業戦略及び資金調達に関する方針をご理解いただき、出資の申し出をいただきました。以上により、当社は Kun-Ok Kim、Kook Wonsuk、Sung Sangyub の3氏を割当先として選定いたしました。

なお、反社会的勢力との関係等を有しないことを確認しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

割当先である Kun-Ok Kim、Kook Wonsuk、Sung Sangyub の 3 氏は、株式会社エムアンドエフシーからのご紹介をいただいた方々でありますことから、当社の独立性を尊重しつつ企業価値向上を目的とする長期安定株主であります株式会社エムアンドエフシーと同様に、市場の状況と当社の資本状況を鑑みながら、資本拡充が必要ならば既存株主に不利益とならないよう影響に配慮しつつ株式に転換し長期保有していく方針であることを確認しております。

(4) 株券貸借に関する契約等

本転換社債型新株予約権付社債発行に関連して、当社、当社役員、当社主要株主等と割当先との間で、株券貸借に関する契約等は締結しておらず、今後についても締結する予定はございません。

以 上